

石川県産業展示館の暴力団排除措置を講ずるための管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)第6条の規定の実効を期するため、石川県(以下県という。)が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に定める施設をいう。)から暴力団又は暴力団員の不当な活動を排除し、当該施設の適正な利用を確保するために必要な条項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 石川県産業展示館条例(昭和47年7月7日 条例第48号)第9条第2項に定める使用の許可の基準のうち、「使用しようとする者が公の秩序をみだすおそれがあると認められる者であるとき。」とは、「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき」を含むものである。

(排除措置)

第3条 知事は、前条の使用基準に該当することが判明したときは、その排除のために次に定める必要な措置を講ずるものとする。

判明時期	措置内容
申請書受理後から使用許可前	使用の不許可
使用許可後から施設使用前	使用許可の取り消し
施設使用中	使用の停止

2 前項の規定により、知事が必要な措置を講じたことによって公の施設の使用申請者等が損害を被ることがあっても、県は損害を補償しないものとする。

(警察本部との連携)

第4条 前条第1項の必要な措置を講ずる場合は、警察本部と連携して行うものとする。

(その他)

第5条 公の施設の使用における暴力団排除に必要な事項については、この管理運営規定に定めるもののほか、別に定める。

附則

この管理運営規定は、平成23年8月1日から施行する。